

## 阿寒地域活性化事業

### 釧路市阿寒丹頂の里エリア持続的発展調査業務委託要求水準書

#### 1. 業務名

釧路市阿寒丹頂の里エリア持続的発展調査業務委託

#### 2. 背景と目的

釧路市阿寒町サイクリングターミナル関連施設は、平成18年度より指定管理者制度を導入し、管理運営を行っている。その中核施設であるサークルハウス赤いベレー（温泉・宿泊・レストラン）は、築30年が経過し、施設の老朽化や設備更新に伴う維持管理費用が増している一方、利用者ニーズの移り変わりに対応出来ておらず、阿寒丹頂の里エリアにおける施設の今後のあり方について、検討を進める必要がある。

本業務においては、道の駅阿寒丹頂の里や国の特別天然記念物タンチョウの飛来地である、阿寒丹頂の里エリアが持つポテンシャルを活かし、下記に示す課題の解決に繋がる持続可能な具体的プランの提案を求めるものとする。

#### 3. 課題

##### (1) ソフト面

- ①指定管理費の削減に繋がる効果的な手法を見い出せていない。
- ②阿寒丹頂の里エリアの利用者が消費行動に繋がっていない。

##### (2) 一部ハード面を含む

- ①施設のあり方（継続、改修または廃止）の方向性が決まっていない。  
ただし、投資経費の回収が見込めない施設の建て替えや非現実的な大規模施設改修を望むものではない。

#### 4. 対象施設

##### (1) 施設そのもののあり方を検討する対象施設

- ①釧路市阿寒町サイクリングターミナル ※阿寒マルシェを含む
- ②インフォメーションセンター丹頂の里
- ③自然休養村管理センター
- ④パークゴルフ場
- ⑤野営場
- ⑥炭砦と鉄道館
- ⑦地域資源活用工房
- ⑧ふれあい広場

⑨レクリエーション農園

(2) 阿寒丹頂の里エリア全体における関連施設

①釧路市阿寒国際ツルセンター

②タンチョウ観察センター

5. 契約期間

契約締結日から2021（令和3）年3月19日まで。

6. 企画提案上限額

11,880,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

7. 業務実施体制・実績

(1) 業務実施体制

本業務を円滑に実施するため、他で類似する事業の実務経験を積み、十分な業務実績のある業務責任者または業務担当者を有すること。

(2) 提案者の実績

他において、公共施設または類似施設に関するマネジメント業務や経営改善に繋がるコンサルティング業務等の受注実績があり、その成果が十分であること。

8. 業務内容

本業務は、釧路市阿寒丹頂の里エリアが抱える「3. 課題」を解決し、持続的発展を目指す今後のあり方を検討するための判断材料として、下記の提案等を求めるものである。

(1) 収益増に繋がる具体的な事業の提案

- ① 現状の利用者ニーズを把握・分析し、各施設における課題の抽出
- ② 現実的に実現可能な課題解決策や収益増に繋がる具体的な事業の提案

(2) 提案事業実施に必要な概算事業費の積算

- ① 上記(1)－②の実施に必要な概算事業費の積算
- ② 事業実施による費用対効果または事業費の必要性や妥当性の提示

(3) 各施設を維持管理していくために必要な経費の試算

- ① 各施設別の今後10年間における収支予測
- ② 指定管理費の大幅な削減に繋がる具体策（施設や事業の縮小、廃止を含む）の提案

(4) 報告書の作成

上記(1)～(3)をまとめた報告書を作成すること。

## 9. 成果品

- (1) 報告書：A4版カラー 10部
- (2) 上記関係データ：CD-R 1枚（Windows対応）  
報告書をPDF形式で格納するほか、その添付図（グラフ、図形、画像等）や根拠資料等一式を編集可能なデータ形式（Word、Excel、PowerPoint等）で格納する。

## 10. 成果品納入場所

釧路市阿寒町行政センター地域振興課地域振興担当

## 11. その他

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）、「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」（北海道）及び「業種ごとの感染拡大防止ガイドライン」を踏まえ業務を進めるものとする。
- (2) 受託者は、業務の進捗状況について本市に報告することとし、本市との打合せを綿密に行いながら進め、打合せ時の記録の作成を行うこと。
- (3) 本市は、受託者に対し必要なデータの提供を行う。なお、提供されたデータは受託者の責任において管理し、その取扱いには十分留意すること。
- (4) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、市の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (5) 本業務に係る必要な物品等は、受託者が用意すること。
- (6) 本業務にあたり必要な著作権等の権利関係は、受託者において処理するものとする。
- (7) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (8) 本業務に基づいて作成された成果品及び関係データは、全て本市に帰属することとし、本市の許可なくデータを転用または第三者に公表、貸与または使用等をしてはならない。
- (9) 受託者は、調査に係るデータを5年間無償で保管すること。
- (10) 電子データがコンピュータウイルスに感染しないように留意し、万が一、ウイルス感染等により、本市が損害を受けた場合の原状回復及びその他賠償等について、すべて受託者の責任と負担により対応すること。
- (11) 業務履行にあたり疑義が生じた場合や明示のない事項については、双方協議のうえ決定する。